

指定等法人に対する国の関与等の透明化・合理化 —指定等法人が行う事務・事業の検証—

政策の効果等

【評価の目的、観点】

「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、初回の政策評価は平成23年度末までに実施することとされていることから、指定等法人に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、指定・登録等に係る事務・事業の必要性の検証を行うものである。

【評価対象】

- 指定等法人(※)が行う事務・事業を対象
- 国土交通省においては、55事務・事業、30, 354法人が対象

※ 法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人
(独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。)

＜事務・事業の類型と事務・事業数、法人数＞

1. 試験(資格付与)	1事務・事業、1法人
2. 講習研修	18事務・事業、368法人
3. 登録	2事務・事業、5法人
4. 交付表示	4事務・事業、94法人
5. 検査検定	10事務・事業、29, 681法人
6. 助成	11事務・事業、21法人
7. 調査研究	12事務・事業、20法人
8. 促進啓発	7事務・事業、54法人
9. 指導助言	10事務・事業、60法人
10. その他	24事務・事業、205法人

※ 複数の類型にまたがる事務・事業もあるため、重複を考慮すると、合計は55事務・事業となる。

【評価の結果】

＜事務・事業の必要性、妥当性＞

- 事務・事業の必要性について、廃止、終了を予定している3事務・事業を除く52事務・事業については必要であると評価された。事務・事業の妥当性についても、当該事務・事業実施の制度設計が妥当かどうか、現時点での改善の必要性等の観点から、おおむね妥当であると評価された。

＜事務・事業の見直し状況＞

- 55事務・事業のうち27事務・事業については、平成17年度以降に見直しを実施。
- 事務・事業の廃止が3件、法人形態の見直し等が4件、外部(利用者、国民)から見た事務手続きの見直し等が6件、内部(事務・事業実施主体)から見た事務・事業の見直しが18件となっている。
 - 例:「登録住宅に係る家賃債務保証」・・・事務・事業の廃止
 - ・ 民間、NPO法人等による高齢者向け家賃債務保証が増えてきたことを背景として、当該事務・事業の見直しを実施。高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、高齢者居住支援センターの指定制度が廃止された。
 - 例:「旧外貿埠頭公団が建設した外貿埠頭の貸付け及び改良、維持、災害復旧その他管理」
・・・法人形態の見直し、民間移管
 - ・ 東京港、横浜港、大阪港及び神戸港の外貿埠頭については、これまで港湾管理者が設立した財団法人が管理運営してきたところであるが、近隣アジア諸港との国際競争が激しさを増す中、埠頭運営の効率化を図るため、当該事務・事業の見直しを実施。外貿埠頭の管理運営主体を株式会社へ変更することとしている。
 - 例:「建築確認、中間検査、完了検査事務」・・・内部(事務・事業実施主体)から見た事務の厳格化
 - ・ 構造計算書偽装事件において、指定確認検査機関の審査が不十分であった等の指摘がなされたことを受け、当該事務・事業の見直しを実施。建築基準法令の改正により、欠格条項や指定基準等の厳格化が行われた。

主な課題

今後の方向性

競争環境の確保、民間参入の拡大

●指定等の基準の妥当性については、多くが妥当と評価されているものの、55事務・事業のうち、全国で一つの法人に限ることとしているものが6事務・事業あるとともに、法人形態や地域要件、構成員要件により対象法人が限られる事務・事業もあり、結果として、対象法人を限定することとなっているものも多い。



- 事務・事業の効率的実施や民間活力の活用、民間参入の拡大の観点から、指定等の基準について定期的に見直しを行うべき。
 - 対象法人を限定することとなっている事務・事業については、競争環境の確保の観点から、極力見直しを行うべき。
 - 地域事情の反映の観点から、地域に精通した法人が業務を実施することができるよう、地域ごとに法人指定等について検討すべき。
- <具体的な取組案>**
- ・民間活力の活用のための事務・事業の見直し、法人形態の見直し 等
 - 取組事例: 外貨埠頭の貸付、改良、その他管理等 (公益法人から株式会社への法人形態の移行)
 - ・指定等法人数の少ない事務・事業については、事務・事業の周知を行い、指定者数の増加を図る
 - 取組事例: 事業用自動車運転者に対する適性診断 (民間参入促進について事業者団体に周知)

事務・事業の有効性の把握について

●事務・事業の有効性については、多くの事務・事業において効果的と評価されているものの、事務・事業の実績等による定量的な数値目標の設定や効果の把握ができていない事務・事業も多い。



- 効果的で効率的な事務・事業の実施のため、引き続き有効性の把握方法について検討すべき。
- <具体的な取組案>**
- ・関連する数値目標を政策チェックアップ目標として設定、達成度をフォローアップ 等
 - 取組事例: 55事務・事業のうち23事務・事業において、関連する政策チェックアップを実施
 - ・残りの事務・事業についても実施すべき

社会的ニーズの把握とそれを踏まえた検討について

●過去に外部からの指摘を受け事務・事業の見直しを行っているものもある(55事務・事業中9事務・事業)一方で、検討会の開催や意見収集の実施等により、外部有識者や事業者、利用者等からの意見聴取を行ったり、政策の方向性について検討したりしている事例はそれほど多くない。



- 事務・事業の効率的実施や利用者の利便性向上を図っていくため、当該事務・事業が現在の社会的ニーズに合ったものとなっているかについて定期的に把握し、検証を行うべき。
- <具体的な取組案>**
- ・検討会の開催や意見収集等の実施結果に基づく事務・事業の検証 等
 - 取組事例: 監理技術者資格者証交付事業 (技術者制度検討会、都道府県等へのアンケートの実施)

【今後の政策評価について】

指定等法人が行う事務・事業の検証について、閣議決定を受けた初回の政策評価ということで、対象となる事務・事業を全てについて、その必要性について検証を行った。今回は、対象が55事務・事業と多く、多岐にわたるテーマであったため、事務・事業所管部局における自己評価という形で網羅的な点検を行うという方式をとった。今後は、分野を区切り、テーマを絞ったうえで政策評価を実施することや、個々の事務・事業について国民や利用者からの意見収集やニーズの把握、外部評価等を実施するなど、さらに深掘りを行うための工夫を行うことについても検討する必要があると考える。